

# 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車運送事業の安全総合対策事業の部)

	平成 10 年 6 月 17 日自保第 128 号の 2
改正	平成 16 年 4 月 7 日 国自総第 13 号
改正	平成 17 年 3 月 31 日国自総第 549 号
改正	平成 18 年 3 月 31 日国自総第 597 号
改正	平成 19 年 3 月 23 日国自総第 554-2 号
改正	平成 20 年 3 月 14 日国自総第 482 号
改正	平成 21 年 5 月 18 日国自旅第 37 号
改正	平成 22 年 3 月 19 日国自旅第 327 号
改正	平成 23 年 3 月 25 日国自旅第 229 号
改正	平成 24 年 3 月 30 日国自安第 96 号
改正	平成 25 年 5 月 15 日国自技第 15 号
改正	平成 25 年 7 月 30 日国自技第 78 号
改正	平成 26 年 6 月 19 日国自安第 33 号
改正	平成 27 年 6 月 24 日国自技第 83 号
改正	平成 28 年 6 月 24 日国自安第 61 号
改正	平成 28 年 11 月 25 日 国自安第 167 号
改正	平成 29 年 6 月 29 日国自技第 61 号
改正	平成 30 年 7 月 27 日国自安第 79 号
改正	令和元年 9 月 17 日 国自安第 92 号
改正	令和 2 年 10 月 22 日 国自技環第 110 号
改正	令和 3 年 7 月 30 日 国自安第 58 号
改正	令和 4 年 7 月 13 日 国自技環第 51 号

この要領は、自動車事故対策費補助金のうち、自動車運送事業の安全総合対策事業に係る補助金の交付に関して、自動車事故対策費補助金交付要綱（昭和 55 年 9 月 12 日付け自保第 151 号。以下「交付要綱」という。）のうち、事故防止対策支援推進事業にかかる実施細目を以下のとおり定めるものである。

## 1. 用語

この要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

## 2. 自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第 4 条第 1 項関係）

交付要綱第 4 条第 1 項の自動車事故対策費補助金交付申請書（交付要綱第 1 号様式）の記載事項等は、次のとおりとする。

- (1) 「1. 補助対象事業の種別」の欄には、「自動車運送事業の安全総合対策事業」と記入すること。
- (2) 「2. 補助対象事業の内容」の欄には、「社内安全教育の実施に対する支援」と記

入すること。

なお、別紙5の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(3) 「3. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入し、別紙6の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(4) 添付書類

① 「5. (1) 申請者の営む主な事業及びその内容」及び「5. (2) 申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。

② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～エの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注）4. の事項について記載した書類

イ 事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援に限る。）の交付を受けようとする者が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（※）、または中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

ウ 社内安全教育の実施に対する支援の交付を受けようとする複数の者が共同して申請する場合には、当該コンサルティングの費用負担について交付を受けようとする複数の者の間で取り決めた契約書

エ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる見積書及び仕様書等）

3. 自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第4条第3項関係）

交付要綱第4条第3項の自動車事故対策費補助金交付申請書兼実績報告書（交付要綱第1の4号様式）記載事項等は、次のとおりとする。

(1) 「1. 補助対象事業の内容」の欄には、次のいずれかを記入すること。

- ①先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- ②運行管理の高度化に対する支援
- ③過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

なお、①にあつては別紙1又は2、②にあつては別紙3、③にあつては別紙4の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

(2) 「2. 補助対象経費」の欄には、補助対象経費の総額を記入すること。

(3) 添付書類

① 「4. (1) 申請者の営む主な事業及びその内容」及び「4. (2) 申請者の資産及び負債に関する事項」

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年 3 月 31 日運輸省令第 21 号）第 2 条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年 11 月 29 日運輸省令第 33 号）第 2 条に掲げる事業報告書（以下「事業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等を添付すること。（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者の事業報告書とともに、申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類を添付すること。）

② 「その他補助金の交付に関して参考となる書類」

次のア～カの各書類を添付すること。

ア 交付要綱別表（注） 4. の事項について記載した書類（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成したもの）

イ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸付料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること）

ウ 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が自動車事故対策費補助金により取得した財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を満たすまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類

（財産処分の制限期間）

当該補助対象となる機器の貸し渡し先 補助対象となる機器	一般貸切旅客自動車運送事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者	特定旅客自動車運送事業者 （補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員が 11 名以上）	特定旅客自動車運送事業者 （補助対象となる機器を設置する事業用自動車の乗車定員 11 名未満）	貨物自動車運送事業者
先進安全自動車（ASV）	5 年	5 年	4 年	5 年	4 年	4 年
デジタル式運行記録計、映像記録型ドライブレコーダー、過労運転防止に資する機器等	5 年	5 年	5 年	5 年	5 年	5 年

エ 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の交付を受けようとする

する者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合であることを証する書類（事業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）

※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

オ 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援、運行管理の高度化に対する支援及び過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援の交付を受けようとする者が、同一事業において、国が交付する他の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、国が交付する他の補助金を受けないことを証する書類

カ 上記以外の参考書類（補助対象経費の算出の基礎となる仕様書等）

③ 「補助事業が完了したことを確認するに足りる書類」は次のア～ウの書類とする。ただし、先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援に係る申請において、このうちアの書類を添付することができないときは、アの書類に代えて補助事業に係る契約先からの補助対象経費の内訳確認が可能な代金支払請求書を添付するものとするが、後日提出しなければならない。

ア 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類

（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）

イ 宣誓書の補助対象事業の実施に要した経費を申請者が自ら支出したことを証明する確約（ただし補助対象経費がアと同額であれば記載不要）

ウ 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類（は「車両」とする。）

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真等（装置が装着されていることを証する書類）	契約書、完了調査等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
物品等の購入・整備	車両	○	○	○		
	その他	○		○		
コンサルティング					○	○
調査事業等（委託契約等により実施する事業）				(○)	○	○

#### 4. 補助対象事業実績報告書（交付要綱第13条関係）

交付要綱第13条の補助対象事業実績報告書（交付要綱第8号様式）の「3. 完了し

た補助対象事業の概要」には、「令和4年度自動車運送事業の安全総合対策事業実績報告書のとおり」と記入し、別紙7の様式に従い必要事項を記入して添付すること。

なお、別紙7に添付する「補助事業が完了したことを確認するに足る書類」は、次の(1)～(3)の書類とする。

- (1) 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるものは認めない。）
- (2) 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し
- (3) 次表に掲げる事業の種別ごとに○を付した書類

事業の種別		自動車検査証の写し	納品書の写し	購入・整備した物品等の写真等（装置が装着されていることを証する書類）	契約書、完了調査等事業の実施を証する書類	調査等の報告書
物品等の購入・整備	車両	○	○	○		
	その他	○		○		
コンサルティング					○	○
調査事業等（委託契約等により実施する事業）				(○)	○	○

- (4) 上記以外の参考書類

#### 附則

1. 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領（自動車事故防止事業－都道府県バス協会の部）（平成9年5月30日付け自保第126号の2）は廃止する。

#### 附則（平成16年4月7日付け国自総第13号）

1. この要領は、平成16年度の補助金から適用する。

#### 附則（平成17年3月31日付け国自総第549号）

1. この要領は、平成17年度の補助金から適用する。ただし、2. (4)②ウの書類に記載するオムニバスタウン計画に係る成果目標については、平成17年度以降2か年度以上の計画期間を有しているオムニバスタウン計画及び平成17年4月1日以降に指定を受けるオムニバスタウン計画に係るものに限るものとする。

#### 附則（平成18年3月31日付け国自総第597号）

1. この要領は、平成18年度の補助金から適用する。

附則（平成 19 年 3 月 23 日付け国自総第 554-2 号）

1. この要領は、平成 19 年度の補助金から適用する。

附則（平成 20 年 3 月 14 日付け国自総第 482 号）

1. この要領は、平成 20 年度の補助金から適用する。

附則（平成 21 年 5 月 18 日付け国自旅第 37 号）

1. この要領は、平成 21 年 5 月 18 日から適用する。

附則（平成 22 年 3 月 19 日付け国自旅第 327 号）

1. この要領は、平成 22 年度の補助金から適用する。

附則（平成 23 年 3 月 25 日付け国自旅第 229 号）

1. この要領は、平成 23 年度の補助金から適用する。

附則（平成 24 年 3 月 30 日付け国自安第 96 号）

1. この要領は、平成 24 年度の補助金から適用する。

附則（平成 25 年 5 月 15 日付け国自技第 15 号）

1. この要領（先進安全自動車（A S V）の導入に対する支援に係る分）は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附則（平成 25 年 7 月 30 日付け国自技第 78 号）

1. この要領は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附則（平成 26 年 6 月 19 日付け国自安第 33 号）

1. この要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附則（平成 27 年 6 月 24 日付け国自技第 83 号）

1. この要領は、平成 27 年度の補助金から適用する。

附則（平成 28 年 6 月 24 日付け国自安第 61 号）

1. この要領は、平成 28 年度の補助金から適用する。

附則（平成 28 年 11 月 25 日付け国自安第 167 号）

1. この要領は、平成 28 年度の補助金のうち、平成 28 年 12 月 1 日以降に申請のあった補助金から適用する。

附則（平成 29 年 6 月 29 日付け国自技第 61 号）

1. この要領は、平成 29 年度の補助金から適用する。

附則（平成 30 年 7 月 27 日付け国自安第 79 号）

1. この要領は、平成 30 年度の補助金から適用する。

附則（令和元年 9 月 17 日付け国自安第 92 号）

1. この要領は、令和元年度の補助金から適用する。

附則（令和 2 年 10 月 22 日付け国自技環第 110 号）

1. この要領は、令和 2 年度の補助金から適用する。

附則（令和 3 年 7 月 30 日付け国自安第 58 号）

1. この要領は、令和 3 年度の補助金から適用する。

附則（令和 4 年 7 月 13 日付け国自技環第 51 号）

1. この要領は、令和 4 年度の補助金から適用する。

【交付申請書兼実績報告書（第1の4号様式）に添付する交付申請兼報告書の様式（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入支援）に限る。）】

別紙1

令和4年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書	
		基数	単価
( ) 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の導入	円	両	円
( ) ふらつき注意喚起装置 車線逸脱警報装置※ 車線維持支援制御装置 の導入 <small>※車線逸脱警報装置はタクシーのみが対象</small>	円	両	円
( ) ドライバー異常時 対応システム の導入	円	両	円
( ) 先進ライト の導入	円	両	円
( ) 側方衝突警報装置 の導入	円	両	円
( ) 統合制御型可変式 速度超過抑制装置 の導入	円	両	円
( ) アルコール・インターロック の導入	円	両	円
合 計	円		

\*経費使用明細書の根拠となる内訳書等を添付すること。

内訳 **A**衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）：（3.5t 超のトラック・バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円 上限額：100,000 円

**B**ふらつき注意喚起装置等：（トラック・バス・タクシー）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円 上限額：50,000 円

**C**ドライバー異常時対応システム：（トラック・バス・タクシー）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円 上限額：100,000 円

**D**先進ライト：（3.5t 超のトラック・バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円 上限額：100,000 円

**E**側方衝突警報装置：（3.5t 超のトラック・バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円 上限額：50,000 円

**F**統合制御型可変式速度超過抑制装置：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円 上限額：100,000 円

**G**アルコール・インターロック：（トラック・バス・タクシー）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/2 = \_\_\_\_\_円 上限額：100,000 円

**H**1 車両あたり合計（**A** + **B** + **C** + **D** + **E** + **F** + **G**） \_\_\_\_\_円

上限額：150,000 円（トラック・タクシー）

300,000 円（バス）

【国庫補助金額合計】 **H** \_\_\_\_\_円 × \_\_\_\_\_両 = \_\_\_\_\_円

\*トラックにはトラクタ（第5輪荷重を有するもの）を含む。



※1 消費税は含まずに算出すること

※2 国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。）

2. 完了した補助対象事業の概要（整備実績（整備地域・営業所、車両数等）の概略を記載する。）

営業所名等 \_\_\_\_\_

_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
						合計	_____	両

3. 補助事業の完了年月日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類（車検証の写し等）を添付すること。

4. 申請者法人番号

申請者法人番号（13桁）：

5. 担当者連絡先等

(1) 担当者連絡先

郵便番号： 〒

住 所：

部 署 名：

担当者氏名：

連絡先：(TEL)

(FAX)

(E-mail)

(2) 確定通知書等送付先（上記、担当者連絡先と異なる場合は記載。）

郵便番号： 〒

住 所：

部署名：

担当者氏名：

連絡先：(TEL)

(FAX)

(E-mail)

(3) 補助金の交付決定及び額の確定通知書の受領について（該当する□にチェックを入れる）

直接受け取り

通知連絡先（ 5.(1)に同じ ・  5.(2)に同じ）

郵送希望（必要な額の切手を貼付した返信用封筒を添付）

【交付申請書兼実績報告書（第1の4号様式）に添付する交付申請兼報告書の様式（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入支援）に限る。）】

別紙2

令和4年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書  
 （貸切バス事業者において、中小企業以外のもの）

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書	
		基数	単価
( ) 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）の導入	円	両	円
( ) ふらつき注意喚起装置 車線維持支援制御装置 の導入	円	両	円
( ) ドライバー異常時 対応システム の導入	円	両	円
( ) 先進ライト の導入	円	両	円
( ) 側方衝突警報装置 の導入	円	両	円
( ) 統合制御型可変式 速度超過抑制装置 の導入	円	両	円
( ) アルコール・インターロック の導入	円	両	円
合 計	円		

\*経費使用明細書の根拠となる内訳書等を添付すること。

内訳 A 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/3 = \_\_\_\_\_円 上限額：67,000円

B ふらつき注意喚起装置等：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/3 = \_\_\_\_\_円 上限額：33,000円

C ドライバー異常時対応システム：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/3 = \_\_\_\_\_円 上限額：67,000円

D 先進ライト：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/3 = \_\_\_\_\_円 上限額：67,000円

E 側方衝突警報装置：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/3 = \_\_\_\_\_円 上限額：33,000円

F 統合制御型可変式速度超過抑制装置：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/3 = \_\_\_\_\_円 上限額：67,000円

G アルコール・インターロック：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_円 × 1/3 = \_\_\_\_\_円 上限額：67,000円

H 1 車両あたり合計（A + B + C + D + E + F + G） \_\_\_\_\_円

上限額：200,000円

※1 消費税は含まずに算出すること

※2 国庫補助金申請額の算出において、100円未満の端数が発生した場合には、100円未満の金額を切り捨てる。）

2. 完了した補助対象事業の概要（整備実績（整備地域・営業所、車両数等）の概略を記載する。）  
営業所名等 \_\_\_\_\_

_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
_____	営業所（配置車両数	_____	両）	装置導入車両数	_____	両		
						合計	_____	両

3. 補助事業の完了年月日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類（車検証の写し等）を添付すること。

4. 申請者法人番号

申請者法人番号（13桁）：

5. 担当者連絡先等

(1) 担当者連絡先

郵便番号： 〒

住 所：

部署名：

担当者氏名：

連絡先：(TEL)

(FAX)

(E-mail)

(2) 確定通知書等送付先（上記、担当者連絡先と異なる場合は記載。）

郵便番号： 〒

住 所：

部署名：

担当者氏名：

連絡先：(TEL)

(FAX)

(E-mail)

(3) 補助金の交付決定及び額の確定通知書の受領について（該当する□にチェックを入れる）

直接受け取り

通知連絡先（ 5.（1）に同じ ・  5.（2）に同じ）

郵送希望（必要な額の切手を貼付した返信用封筒を添付）

【交付申請書兼実績報告書(第1の4号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)に限る。)]

別紙3

令和4年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額(税抜)	経費使用明細書		
		機器名	台数	単価(税抜)
( )デジタル式運行記録計の取得				
( )映像記録型ドライブレコーダーの取得				
( )デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの取得				
( )通信機能付デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダーの取得				

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

\*「映像記録型ドライブレコーダーの取得」は、トラックしか選択できません。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

3. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4. 完了した補助対象事業の概要

○導入した機器に関し、以下の表に記入すること。

○記入欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。また、製品番号等が不明の場合は該当欄を空欄とし、別紙(当該機器を撮影した写真、車両写真前後)を添付すること。

○補助申請者がリース事業者の場合:貸渡し先運送事業者名( )

車載器 該当するものに○を付けて下さい。

( デジタル式運行記録計 ・ ドライブレコーダー ・ 一体型 ・ 通信機能付一体型 )

営業所	取付ける車両の登録番号※	メーカー	型 式	製品番号(シリアル)等

事業所用機器

営業所	メーカー	型 式	製品番号(シリアル)等

整備地域の営業所名及び各営業所の届出(認定)車両数

\_\_\_\_\_営業所 届出(認定)車両数 \_\_\_\_\_両  
\_\_\_\_\_営業所 届出(認定)車両数 \_\_\_\_\_両  
\_\_\_\_\_営業所 届出(認定)車両数 \_\_\_\_\_両

5. 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

(全ての補助対象機器が取り付けられ、支払いも完了した日以降の年月日)

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足る書面(車検証の写し等)を添付すること。

6. 担当者連絡先等

(1) 申請者法人番号(13桁) : \_\_\_\_\_

(2) 担当者所属部署

所属部署 : (住 所) 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(部署名) \_\_\_\_\_

担当者名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : (TEL) \_\_\_\_\_

(FAX) \_\_\_\_\_

(メール) \_\_\_\_\_

【交付申請書兼実績申請書(第1の4号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援)に限る。)】

別紙4

令和4年度 自動車運送事業の安全総合対策事業交付申請書兼実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額(税抜)	経費使用明細書		
		機器名	台数	単価(税抜)
( )ITを活用した点呼機器の取得				
( )運行中における運転者の疲労状態を測定する機器の取得				
( )休息期間中における運転者の睡眠状態等を測定する機器の取得				
( )運行中の運行管理機器の取得				

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

3. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

4. 完了した補助対象事業の概要

○導入した機器に関し、以下の表に記入すること。

○記入欄が不足する場合は、行を追加して記入すること。また、製品番号等が不明の場合は該当欄を空欄とし、別紙(当該機器を撮影した写真、車両写真前後)を添付すること。

○補助申請者がリース事業者の場合:貸し付け先運送事業者名( )

車載機 該当するものに○を付けて下さい

(IT 点呼機器 ・ 運行中の疲労測定機器 ・ 休息中の睡眠測定機器 ・ 運行中の運行管理機器 )

営業所	取り付ける車両の登録番号※	メーカー	型式	製品番号(シリアル)等

※乗合バス事業、貸切バス事業又は特定バス事業の事業を複数営んでいる場合は、登録番号の後に(乗)、(貸)又は(特)を記載すること。

事業所用機器 該当する機器に○を付けて下さい。

(IT 点呼機器 ・ 運行中の疲労測定機器 ・ 休息中の睡眠測定機器 ・ 運行中の運行管理機器 )

営業所	メーカー	型式	製品番号(シリアル)等

整備地域の営業所名及び各営業所の届出(認定)車両数

\_\_\_\_\_ 営業所 届出(認定)車両数 \_\_\_\_\_ 両  
 \_\_\_\_\_ 営業所 届出(認定)車両数 \_\_\_\_\_ 両  
 \_\_\_\_\_ 営業所 届出(認定)車両数 \_\_\_\_\_ 両

5. 補助事業の完了年月日 令和 年 月 日

(全ての補助対象機器が取り付けられ、支払いも完了した日以降の年月日)

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足る書面(車検証の写し等)を添付すること。

6. 担当者連絡先等

(1) 申請者法人番号(13桁) : \_\_\_\_\_

(2) 担当者所属部署

所属部署 : (住 所) 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_



担当者名 : (部署名) \_\_\_\_\_  
: \_\_\_\_\_

連絡先 : (TEL) \_\_\_\_\_  
(FAX) \_\_\_\_\_  
(メール) \_\_\_\_\_

【交付申請書（第1号様式）に添付する事業計画書の様式（事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）に限る。）】

別紙5

令和4年度 自動車運送事業の安全総合対策事業計画書

1. 補助申請に係る事業の名称

事故防止コンサルティングに係る経費

2. 補助対象経費の区分

事故防止対策支援推進事業（社内安全教育の実施に対する支援）

3. 補助申請に係る事業の内容

当該コンサルティングを実施する者（コンサルティング会社等）	当該コンサルティングの名称			
当該コンサルティングを受ける営業所名 （共同申請をする場合は事業者名も記載すること）	当該コンサルティングを受ける運行管理者数、運転者数 及び車両数			
営業所	運行管理者	名・運転者	名・車両数	両
営業所	運行管理者	名・運転者	名・車両数	両
営業所	運行管理者	名・運転者	名・車両数	両
当該コンサルティングの内容（当該コンサルティングが、自動車運送事業者の事故防止に資するものであり、対象事業者の事故発生状況等の分析、分析を踏まえた事故防止対策の提案及びコンサルティングを実施したことに対する効果の検証を含む内容であることがわかるよう、当該コンサルティングの内容を具体的に記載すること。）				
（必要に応じて当該コンサルティングのパンフレット等その内容がわかる資料を添付すること。）				



【交付申請書(第1号様式)に添付する事業経費所要額等調書の様式(事故防止対策支援推進事業(社内安全教育の実施に対する支援)に限る。)]

別紙6

令和4年度自動車運送事業の安全総合対策事業経費所要額等調書

1. 補助対象経費の配分及び使用方法

経費名	経費配分額 (税抜)	経費使用明細書	
		項目	価格(税抜)
事故防止コンサルティングに係る経費			

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

3. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_円

複数の事業者が共同申請を行う場合は、各事業者の負担額

事業者名: \_\_\_\_\_ 負担額: \_\_\_\_\_ 円

事業者名: \_\_\_\_\_ 負担額: \_\_\_\_\_ 円

【補助対象事業実績報告書(第8号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(社内安全教育の実施に対する支援)に限る。)]

別紙7

令和4年度自動車運送事業の安全総合対策事業実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額 (税抜)	経費使用明細書	
		項目	価格(税抜)
事故防止コンサルティングに係る経費			

\*経費使用明細書の根拠となる明細書等を添付すること。

2. 補助金交付申請額の算出

※「補助金交付申請額」の算出において、算出基礎が複雑な場合等は、「別紙」と記入のうえ、算出基礎を記載した別紙を添付すること。

※消費税は含まずに算出すること。

※「補助金交付申請額」の算出において、最終的に100円未満の端数が発生した場合には100円未満の金額を切り捨てること。

3. 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_円

複数の事業者が共同申請を行う場合は、各事業者の負担額。

事業者名： \_\_\_\_\_ 負担額： \_\_\_\_\_ 円

事業者名： \_\_\_\_\_ 負担額： \_\_\_\_\_ 円

4. 完了した補助対象事業の概要

コンサルティングの実績(営業所名、内容、期間、効果等)の概略を記載するほか、実際に当該コンサルティングで作成された報告書を添付すること。

5. 補助事業の完了年月日 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類を添付する。